

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者Aの転院時に患者Bの個人情報が記載された書類（診療情報提供書）を誤交付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Bの氏名、患者ID、診療名称

2 事案の経過

○令和6年11月1日（金）

- ・患者Aの転院時に、医師が患者Aに交付する書類に、プリンタートレイに残っていた患者Bの書類を混入して患者Aに交付した。
- ・患者Aの転院先の医療機関から、医師あてに患者Bの書類が混入していたとの電話連絡を受け誤交付が発覚した。書類は医療機関でシュレッダーにて破棄済みであった。
- ・医師の所属長が、患者Bに経緯を説明し、謝罪した。

3 誤交付の原因

- ・速やかに患者の書類をプリンタートレイから取り出さなかったため。
- ・医師が患者Aへ書類を交付する際、複数人による複数回の書類の確認を怠ったため。

4 再発防止策

患者の書類を印刷後、プリンタートレイから速やかに取り出すよう注意喚起した。

また、患者へ書類交付する際、書類の氏名を讀上げて、患者とともに確認することを医師に指導した。